

平成二十五年政令第七十二号

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争に
ついての原子力損害賠償紛争審査会による
和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特
例に関する法律第二条の理由を定める政令

内閣は、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛
争についての原子力損害賠償紛争審査会による和
解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関す
る法律（平成二十五年法律第三十二号）第二条の
規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争につ
いての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲
介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する
法律第二条の政令で定める理由は、和解の仲介
によっては申立てに係る東日本大震災に係る原
子力損害賠償紛争が解決される見込みがないこ
ととする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。